

介護ワンストップサービス（ぴったりサービス）に関するQA

Q1 介護ワンストップサービスで申請可能な手続は？

A1

次の手続です。

①要介護・要支援認定の申請	⑦高額介護(予防)サービス費の支給申請
②要介護・要支援更新認定の申請	⑧介護保険負担限度額認定申請
③要介護・要支援状態区分変更認定の申請	⑨居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請
④居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出	⑩居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請
⑤介護保険負担割合証の再交付申請	⑪住所移転後の要介護・要支援認定申請
⑥介護保険被保険者証の再交付申請	

Q2 どのように申請すればよいのか？

A2

ぴったりサービスのページ (<https://myna.go.jp/> (外部リンク)) にアクセスし、対象の手続を選んでください。操作方法がわからない場合は、ぴったりサービスのヘルプデスクへお問い合わせください。

※ 操作の詳細はぴったりサービス利用マニュアルを参照

<https://app.oss.myna.go.jp/Application/preview/detailmanual.pdf>

<ぴったりサービスヘルプデスク>

電話番号：0120-95-0178

※ 音声ガイダンスに従い、「4 (マイナポータル、ぴったりサービスなどのオンライン申請、マイナンバーカードの健康保険証利用申込方法に関するお問い合わせ)」を選択した後、「1 (ぴったりサービス、法人設立ワンストップサービスなど オンライン申請に関するお問い合わせ)」を選択してください。

受付時間 平日午前9時30分～午後6時30分

(年末年始12月29日～1月3日を除く。)

※ マイナポータルの操作方法 (ポータルにアクセスできない、ログインできない、パスワードがわからない、動作環境の確認の方法がわからない、電子署名のやり方がわからない、など) については、京都市介護認定給付事務センターではお答えできませんので、御了承ください。

Q3 申請時に必要なものは？

A3

次のものがが必要です。

- ・電子証明書付きのマイナンバーカード
- ・署名用電子証明書の暗証番号（6～16ケタの英数字）
- ・パソコン、マイナンバーカードの読み取りに対応した IC カードリーダー、またはスマートフォン
- ・マイナポータルアプリ（PC 及び IC カードリーダーがある場合は不要）

※ 各手続に必要な添付書類、注意事項は Q5 を参照

Q4 マイナンバーカードのパスワードを忘れたのだが、どうすればよいか？

A4

マイナンバーカードと本人確認書類を、各区役所・支所等のマイナンバーカードセンター交付コーナー、又はマイナンバーカードセンターに持参して手続してください。

本人確認書類一覧	
顔写真付きの公的機関が発行した証明書	住民基本台帳カード（顔写真付きに限る。）、運転免許証、運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以降の交付年月日のものに限る。）、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（顔写真付きに限る。）、療育手帳、在留カード（顔写真付きに限る。）、特別永住者証明書（顔写真付きに限る。）、一時庇護許可証、仮滞在許可証 等
「氏名と住所」又は「氏名と生年月日」の記載があるものに限る。	健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、医療受給者証、母子健康手帳（出生届済証明書欄に証明があり、現在の氏名と一致するもの限り、子の本人確認書類として有効）、敬老乗車証、介護保険被保険者証、生活保護受給証明書 等

Q5 各手続のオンライン申請に必要な添付書類は？

A5

添付書類は、従来の窓口での申請と同じです。

添付書類を PDF データや写真データ等でアップロードして提出いただくことが可能ですが、一部の書類については、原本が必要となるため、別途、郵送等で京都市介護認定給付事務センターに提出いただく必要があります。

手続	添付書類	提出方法
①要介護・要支援認定の申請	○介護保険被保険者証	原本を郵送又は持参
②要介護・要支援更新認定の申請	○医療保険（健保・国保等）の被保険者証（第2号被保険者のみ）の写し	オンラインで添付可能
③要介護・要支援状態区分変更認定の申請	○認定調査連絡票 ※「新規申請」、「要支援からの区分変更申請」、「更新申請・区分変更申請のうち、本人からの申請」には要添付。	オンラインで添付可能
④居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出	○介護保険被保険者証	原本を郵送又は持参
⑤介護保険負担割合証の再交付申請	○破損・汚損した負担割合証	郵送又は持参 紛失した場合は不要
⑥介護保険被保険者証の再交付申請	○破損・汚損した介護保険被保険者証	〃
⑦高額介護（予防）サービス費の支給申請	なし	—
⑧介護保険負担限度額認定申請	○預金通帳（写し）等資産がわかるもの ○同意書	郵送又は持参 生活保護受給中の方は不要
⑨居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請	○以下のいずれかの書類 ・居宅サービス計画（第1表～第3表）の写し ・介護予防サービス計画（介護予防サービス支援計画表）の写し ・福祉用具購入が必要な理由書 ・特定（介護予防）福祉用具販売計画の写し ○購入した福祉用具が確認できるパンフレット類（写し可） ○領収書（原本） ○提出依頼状	郵送又は持参

<p>⑩居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請</p>	<p>【工事前に提出が必要な書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅改修が必要な理由書 ○住宅改修費工事費見積書 ○住宅改修予定箇所の写真 ○住宅改修箇所見取図 ○住宅の所有者の承諾書(所有者が被保険者本人又はその同居家族でない場合に必要) <p>【工事完了後に必要な書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事前申請確認のお知らせ ○住宅改修費工事費内訳書 ○領収証(原本) ○提出依頼状 ○住宅改修後の写真 	<p>〃</p>
<p>⑪住所移転後の要介護・要支援認定申請</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○医療保険(健保・国保等)の被保険者証(第2号被保険者のみ) ○受給資格証明書 ※お持ちの方のみ 添付のない場合は、マイナンバー連携で確認 	<p>オンラインで添付可能</p> <p>オンラインで添付可能</p>

Q6 要介護・要支援認定申請を担当ケアマネジャーが代行申請する場合、どうすればよいのか？

A6

ケアマネジャー個人のマイナンバーカードを利用し、代行申請することが可能です。この場合、申請者の氏名欄にケアマネジャーの氏名を入力し、提出代行者の欄に事業所の名称を入力してください。

Q7 介護ワンストップサービスが利用可能な時間は？

A7

24時間利用することが可能です。

なお、内閣府のお問い合わせ窓口(ヘルプデスク、0120-95-0178)の対応時間は、平日午前9時30分～午後6時30分となります。

Q8 添付書類の送付先は？

A8

京都市介護認定給付事務センターに郵送してください。

なお、添付書類を PDF 等として取り込み、マイナポータルでアップロードして提出いただくことも可能です。

(宛先)

〒604-8101

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町6 5 京都朝日ビルディング2階
京都市介護認定給付事務センター

TEL : 075-708-7711

※ 封筒に「介護ワンストップサービス添付書類在中」と記載してください。

Q9 申請内容や添付書類に不備がある場合は？

A9

事務センターから申請者へ、その旨を電話連絡します。

※ 例えば、必要書類の画像が添付されていない場合や画像等が不鮮明で読み取れない場合には、当該書類のコピー等の提示を求めることがあります。

この場合、提出されるまでは申請は不備扱いとなり、手続きできませんので、御注意ください。